



各 位

不動産投資信託証券発行者

ケネディクス不動産投資法人

代表者名 執行役員

宮島大祐

(コード番号 8972)

投資信託委託業者(資産運用会社)

ケネディクス・リート・マネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 宮島大祐問合せ先 財務企画部長 田島正彦

TEL . 03-5288-7629

## 規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

ケネディクス不動産投資法人(以下「本投資法人」という)は、平成 18 年 11 月 22 日付日本経済 新聞にて公告のとおり、平成 19 年 1 月 25 日に第 3 回投資主総会を開催する予定であり、平成 18 年 12 月 11 日開催の役員会において規約一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり決議しました のでお知らせいたします。

なお、下記の事項は平成 19 年 1 月 25 日に開催する本投資法人の第 3 回投資主総会の決議により 有効となります。

記

## 1. 規約一部変更について

変更の理由は以下のとおりです。

- (1) 平成18年5月に会社法が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)等の投資法人に関わる法令が改正されたことにともない、本投資法人規約と関係法令との字句等の統一を図るために所要の変更を行うものです。
- (2) 本投資法人の本店を千代田区から港区へ移転するために変更を行うものです。なお、移転時期は、本投資主総会の決議によって規約の変更が承認された後、役員会にて決定する予定です。
- (3) 本投資法人の設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、現状では不要となった文言を削除するものです。
- (4) 資産運用の対象とする特定資産の見直しを行うものです。
- (5) 投信法の改正において、今後、短期投資法人債の発行が可能となるとされていることから、変更を行うものです。
- (6) 監督役員の定員の上限を1名増加するものです。
- (7) その他、字句の修正、表現の統一及び定義の明確化を行うものです。

(規約変更の詳細については、添付の「第3回投資主総会招集ご通知」を参照下さい。)

#### 2. 役員選任について

提案の理由は以下のとおりです。

- (1) 執行役員宮島大祐より、平成 19年1月31日をもって一旦辞任する旨の辞任届が提出されていますので、あらためて執行役員1名を選任するものです。 なお、この執行役員1名の選任に関する議案は、本日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。
- (2) 監督役員児玉公男及び鳥羽史郎より、平成19年1月31日をもって一旦辞任する旨の辞任届が提出されていますので、あらためて監督役員2名を選任するものです。
- (3) 執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名を選任するものです。なお、この補欠執行役員1名の選任に関する議案は、本日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。



## (役員選任の詳細については、添付の「第3回投資主総会招集ご通知」を参照下さい。)

以上

## 投資主総会の日程

平成 18年 12月 11日投資主総会提出議案承認の役員会平成 19年 1月 9日投資主総会招集通知の発送(予定)平成 19年 1月 25日投資主総会開催(予定)

添付資料:第3回投資主総会招集ご通知

\* 本資料の配布先: 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\* 本投資法人のホームページアドレス: http://www.kdx-reit.com

平成19年1月9日

投資主各位

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 ケネディクス不動産投資法人 執行役員宮島大祐

## 第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 さて、当投資法人第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださ いますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながらまずは後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、平成19年1月24日(水曜日)午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、当投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ議決権行使書による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席し、かつ賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

#### (当投資法人現行規約抜粋)

第14条(みなし賛成)

- 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、 その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これら のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。) につい て賛成したものとみなす。
- 2. 前項の規定に基づき議案に賛成したものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時: 平成19年1月25日(木曜日)午前10時

2. 場 所: 東京都港区新橋一丁目18番1号 航空会館 5階会議室

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項:

決議事項

第1号議案: 規約一部変更の件

第2号議案: 執行役員1名選任の件 第3号議案: 補欠執行役員1名選任の件 第4号議案: 監督役員2名選任の件

以 上

- (お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1 名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権 を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますよ うお願い申し上げます。
  - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法 投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正 後の事項を当投資法人のホームページ (http://www.kdx-reit.com/) に掲載 いたしますのでご了承ください。◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において当投資法人が資産運用
  - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において当投資法人が資産運用を委託しているケネディクス・リート・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

## 投資主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 平成18年5月に会社法が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)等の投資法人に関わる法令が改正されたことにともない、当投資法人規約と関係法令との字句等の統一を図るために所要の変更を行うものです。
- (2) 当投資法人の本店を千代田区から港区へ移転するために変更を行うものです。なお、移転時期は規約変更案第40条に記載のとおり、規約変更の承認を得た後役員会にて決定する予定です。
- (3) 当投資法人の設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、現状では不要となった文言を削除するものです。
- (4) 資産運用の対象とする特定資産の見直しを行うものです。
- (5) 投信法の改正において、今後、短期投資法人債の発行が可能となると されていることから、変更を行うものです。
- (6) 監督役員の定員の上限を1名増加するものです。
- (7) その他、字句の修正、表現の統一及び定義の明確化を行うものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第1条 (商号)	第1条 (商号)
本規約で設立する投資法人は、ケネディク	<u>本投資法人は</u> 、ケネディクス不動産投資法
ス不動産投資法人 <u>(以下「本投資法人」という。)</u> と称し、英文ではKenedix	人と称し、英文ではKenedix Realty
Realty Investment Corporationと表示す	Investment Corporationと表示する。
る。 第3条(本店の所在する場所) 本投資法人は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置 く。	第3条 (本店の所在する場所) 本投資法人は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。

#### 第4条(公告の方法)

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

#### 第5条(発行する投資口の総口数)

- 1. 本投資法人の発行<u>する投資口の</u>総口 数は、200万口とする。
- 2. (記載省略)
- 3. 本投資法人は、第1項の投資口数の 範囲内において、役員会の承認を得 て投資口の追加発行ができるものと する。当該投資口の追加発行におけ <u>る</u>1口当たりの発行価額は、本投資 法人に属する資産(以下「運用資 産」という。)の内容に照らし公正 な価額として役員会が承認する<u>価額</u> とする。

第6条(投資口の取扱いに関する事項)本投資法人が発行する投資証券の種類、投資口の名義書換(証券保管振替制度による実質投資主(以下「実質投資主」という。)に関する名簿(以下「実質投資主名簿」という。)への記載又は記録を含む。以下同じ。)、質権の登録及びその抹消、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定める投資口取扱規則による。第7条(投資法人が常時保持する最低限度

本投資法人<u>が常時保持する</u>最低<u>限度の</u>純資 産額は、5,000万円とする。

の純資産額)

#### 変 更 案

第4条(公告の方法)

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載 する方法により行う。

#### 第5条(発行可能投資口総口数)

- 1. 本投資法人の発行<u>可能投資口</u>総口数 は、200万口とする。
- 2. (現行どおり)
- 3. 本投資法人は、第1項の発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得て、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)1口当たりの発行価額は、発行日毎に均等に定めるものとし、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額として執行役員が決定し、役員会が承認する金額とする。

第6条(投資口の取扱いに関する事項)

本投資法人が発行する投資証券の種類、投資主名簿(証券保管振替制度による実質投資主(以下「実質投資主」という。)に関する名簿(以下「実質投資主名簿」という。)を含む。以下同じ。)への記載又は記録、投資証券の再発行その他の手続及びその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による

第7条(最低純資産額)

本投資法人<u>の</u>最低純資産額は、5,000万円 とする。

#### 第9条(招集)

- 1. 本投資法人の投資主総会は、<u>その開催場所を東京都各区内として、</u>2年に1回以上開催する。
- 2. (記載省略)
- 3. 投資主総会を招集するには、会日から2か月前に会日を公告し、会日から2週間前に各投資主に対して書面にて通知する。ただし、かかる総会において議決権を行使することができるすべての投資主の同意がある場合には、招集の手続を経ないことができる。

#### 第12条 (議決権の代理行使)

- 1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議 決権を行使することができる。
- 2. (記載省略)

#### 第13条(書面による議決権の行使)

- 1. 投資主総会に出席しない投資主は、 書面によって議決権を行使すること ができる。
- 2. 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に 算入する。

(新設)

#### 変 更 案

#### 第9条(招集)

- 1. 本投資法人の投資主総会は、原則として2年に1回以上開催する。
- 2. (現行どおり)
- 3. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日から2か月前に投資主総会の日を公告し、投資主総会の日から2週間前に各投資主に対して書面にて通知する。ただし、かかる総会において議決権を行使することができるすべての投資主の同意がある場合には、招集の手続を経ないことができる。

#### 第12条 (議決権の代理行使)

- 1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2. (現行どおり)

#### 第13条(書面による議決権の行使)

- 1. 書面による議決権の行使は、議決権 行使書面に必要な事項を記載し、法 令で定める時までに当該記載をした 議決権行使書面を本投資法人に提出 して行う。
- 2. <u>前項の規定により</u>書面によって行使 した議決権の数は、出席した投資主 の議決権の数に算入する。

#### 第14条 (電磁的方法による議決権の行使)

1. 電磁的方法による議決権の行使は、 法令で定めるところにより、本投資 法人の承諾を得て、法令で定める時 までに議決権行使書面に記載すべき 事項を、電磁的方法により本投資法 人に提出して行う。

2. 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した

更

案

# 投資主の議決権の数に算入する。

#### 第14条(みなし賛成)

- 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成したものとみなす。
- 2. 前項の規定に基づき議案に賛成<u>した</u> ものとみなされた投資主の有する議 決権の数は、出席した投資主の議決 権の数に算入する。

## 第15条(基準日)

- 1. 決算期から3か月以内の日を会日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿(実質投資主名簿を含む。以下同じ。)に記載された投資主又は登録質権者をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主又は登録質権者とする。
- 2. 前項のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者とすることができる。

#### 第15条(みなし賛成)

変

- 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
- 2. 前項の規定に基づき議案に賛成<u>する</u> ものとみなされた投資主の有する議 決権の数は、出席した投資主の議決 権の数に算入する。

#### 第16条(基準日)

- 1. 決算期から3か月以内の日を投資主 総会の日とする投資主総会を開催す る場合、本投資法人は、直前の決算 期の最終の投資主名簿に記載又は記 録された投資主をもって、その招集 に係る投資主総会において権利を行 使することのできる投資主とする。
- 2. 前項のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は 記録されている投資主又は登録投資 口質権者をもって、その権利を行使すべき者とすることができる。

#### 現 行 規 約

第16条(投資主総会議事録)

投資主総会に関する議事については、議事 の経過の要領及びその結果を記載した議事 録を作成し、出席した議長、執行役員及び 監督役員が、これに署名又は記名押印す る。

(新設)

第17条(執行役員及び監督役員の員数並び に役員会の構成)

本投資法人の執行役員は2名以内、監督役 員は3名以内(ただし、執行役員の数に1 を加えた数以上とする。) とし、執行役員 と監督役員は役員会を構成する。

第18条(執行役員及び監督役員の選任及び 任期)

- 1. 執行役員及び監督役員は、投資主総 会の決議をもって選任する。ただ し、法令の規定により、設立の際に 選任されたものとみなされる執行役 員及び監督役員はこの限りでない。
- 2. 執行役員及び監督役員の任期は、就 任後2年とする。ただし、補欠又は 増員のために選任された執行役員又 は監督役員の任期は、前任者又は在 任者の残存期間と同一とする。

第19条(執行役員及び監督役員の報酬の支 第21条(役員の報酬の支払基準) 払基準)

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬 の支払基準及び支払の時期は、次のとおり とする。

- (1) (記載省略)
- (2) (記載省略)

#### 変 更 案

第17条(投資主総会議事録)

投資主総会に関する議事については、議長 が議事の経過の要領及びその結果並びにそ の他法令で定める事項を記載した議事録を 作成する。なお、作成した議事録は10年 間、本投資法人の本店に備え置く。

第18条(投資主総会運営規則)

投資主総会に関する事項については、法令 及び本規約に定めるもののほか、役員会に おいて定める投資主総会運営規則による。 第19条(役員の員数並びに役員会の構成)

本投資法人の執行役員は2名以内、監督役 員は4名以内(ただし、執行役員の数に1 を加えた数以上とする。)とし、執行役員 と監督役員(以下「役員」と総称する。) は役員会を構成する。

第20条(役員の選任及び任期)

- 1. 役員は、投資主総会の決議によって 選任する。
- 2. 役員の任期は、選任後2年以内とす る。ただし、補欠又は増員のために 選任された役員の任期は、前任者又 は在任者の残存期間と同一とする。

本投資法人の役員の報酬の支払基準及び支 払の時期は、次のとおりとする。

- (1) (現行どおり)
- (2)(現行どおり)

第22条(役員の賠償責任の免除)

変

第<u>20</u>条(<u>執行役員及び監督役員</u>の賠償責任 の免除)

本投資法人は、執行役員又は監督役員による法令又は規約に違反する行為に関する責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から以下に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。

- (1) 役員会の決議の日の属する営業期間 (第31条にいう営業期間をいう。以下同じ。)又はその前の各営業期間 において、当該執行役員又は監督役 員が報酬その他の職務遂行上の対価 として本投資法人から受け、又は受 けるべき財産上の利益(第2号に定 めるものを除く。)の額の営業期間 毎の合計額のうち、最も高い額の4 年分に相当する額
- (2) 当該執行役員又は監督役員が本投資 法人から受けた退職慰労金の額及び その性質を有する財産上の利益の額 の合計額と当該合計額をその職に就 いていた年数で除した額に4を乗じ た額とのいずれか低い額

第21条 (招集及び議長)

1. (記載省略)

本投資法人は、役員の投信法第115条の6 第1項の責任について、当該役員が職務を 行うにつき善意でかつ重大な過失がない場 合において、責任の原因となった事実の内 容、当該役員の職務遂行の状況その他の事 情を勘案して特に必要と認めるときは、法 令に定める限度において、役員会の決議に よって免除することができる。

更

案

(削除)

(削除)

第23条 (招集及び議長)

1. (現行どおり)

2. 役員会の招集通知は、会日の3日前までに、執行役員及び監督役員の全員に対して発するものとする。ただし、執行役員及び監督役員の全員の同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。

第22条 (決議)

(記載省略)

第23条(役員会議事録)

役員会に関する議事については、議事の経 過の要領及びその結果を記載した議事録を 作成し、出席した<u>執行役員及び監督役員</u> が、これに署名又は記名押印する。

第24条(役員会規則)

(記載省略)

第25条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、投資主総会<u>において</u>選任する。<u>ただし、法令の規定により、設立の際</u>に選任されたものとみなされる会計監査人はこの限りでない。

第26条(会計監査人の任期)

(記載省略)

第27条 (会計監査人の報酬の支払基準)

(記載省略)

(新設)

#### 変 更 案

2. 役員会の招集通知は、役員会の日の 3日前までに、役員の全員に対して 発するものとする。ただし、役員の 全員の同意を得て、招集期間を短縮 し、又は招集手続を省略することが できる。

第24条 (決議)

(現行どおり)

第25条(役員会議事録)

役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した役員が、これに署名又は記名押印する。なお、作成した議事録は10年間、本投資法人の本店に備え置く。

第26条(役員会規則)

(現行どおり)

第27条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、投資主総会<u>の決議によって</u> 選任する。

第28条(会計監査人の任期)

(現行どおり)

第<u>29</u>条(会計監査人の報酬の支払基準)

(現行どおり)

第30条 (会計監査人の賠償責任の免除) 本投資法人は、会計監査人の投信法第115 条の6第1項の責任について、当該会計監 査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な 過失がない場合において、責任の原因と なった事実の内容、当該会計監査人の職務 遂行の状況その他の事情を勘案して特に必 要と認めるときは、法令に定める限度にお いて、役員会の決議によって免除すること ができる。

第28条(資産運用の対象及び方針)

(記載省略) 資産評価の方法、基準及び

第<u>29</u>条(資産評価の方法、基準及び基準 日)

#### (記載省略)

第<u>30</u>条(借入金及び投資法人債発行の限度 額等)

#### (記載省略)

第31条(営業期間及び決算期)

本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。<u>ただし、設立当初の第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成17年10月末日までと</u>する。

第32条 (金銭の分配の方針)

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。

#### (1) 利益の分配

①投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第136条第1項に定め <u>る</u>利益の金額(以下「分配可能金額」という。)は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される利益(決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額(純資産額)から出資総額、出資剰余金及び評価差額金の合計額(出資総額等)を控除した金額をいう。)とする。

② (記載省略)

変 更 案

第<u>31</u>条(資産運用の対象及び方針) (現行どおり)

第<u>32</u>条(資産評価の方法、基準及び基準 日)

(現行どおり)

第<u>33</u>条(借入金及び投資法人債発行の限度 額等)

(現行どおり)

第34条 (営業期間及び決算期)

本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。

第35条 (金銭の分配の方針)

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。

- (1) 利益の分配
  - ①投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法に定める利益の金額(以下「分配可能金額」という。)は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益(決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額(純資産額)から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額(出資総額等)を控除した金額をいう。)とする。
  - ② (現行どおり)

#### (2) 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、分配可能金額が配当 可能所得の金額の100分の90に相当 する金額に満たない場合、又は本投 資法人が適切と判断した場合、 法人投資信託協会の規則に定められ る金額を限度として、本投資法人が 決定した金額を、利益を超えた金銭 として分配することができる。ただ し、上記の場合において、金銭の特例 規定における要件を満たさない場合 には、当該要件を満たす目的をもって 本投資法人が決定した金額をもって 全銭の分配をすることができる。

#### (3) 分配金の分配方法

本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。また、本投資法人は、営業期間中に新たに発行された投資口に関する金銭の分配金額について、役員会の決定により、日割りにより計算することができる。

- (4) (記載省略)
- (5) 投信協会規則

本投資法人は、第1号乃至第4号<u>ま</u> でのほか、金銭の分配にあたって は、<u>社団法人投資信託協会</u>の定める 規則等に従うものとする。

第<u>33</u>条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬)

(記載省略)

#### 変 更 案

#### (2) 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、分配可能金額が配当 可能所得の金額の100分の90に相当 する金額に満たない場合、又は本投 資法人が適切と判断した場合、 社団 法人投資信託協会(以下「投信協 会」という。)の規則に定められる 金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭と して分配することができる。ただ し、上記の場合において、金銭の特例 規定における要件を満たさない場合 には、当該要件を満たす目的をもって金銭の分配をすることができる。

#### (3) 分配金の分配方法

本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。

- (4) (現行どおり)
- (5) 投信協会規則

本投資法人は、第1号乃至第4号の ほか、金銭の分配にあたっては、<u>投</u> 信協会の定める規則等に従うものと する。

第<u>36</u>条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬)

(現行どおり)

第34条 (業務及び事務の委託)

- 1. (記載省略)
- 2. 本投資法人は、資産の運用及び保管 に係る業務以外の業務に係る事務で あって、投信法第111条に定める事 務(以下「一般事務」という。)に ついては第三者に委託する。
- 3. 本投資法人の成立後に委託する事務 のうち、本投資法人の発行する投資 口及び投資法人債の募集に関する事務、投資法人債の名義書換に関する 事務、投資証券及び投資法人債の発 行に関する事務及び投資法人債権者 に係る事務(投資信託及び投資法人 に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含 む。)(以下「投信法施行規則」と いう。)第124条第2項第4号及び 第5号に定める各事務のことをい う。)は、適宜、役員会が定める一般事務受託会社に対し、当該各事務 を委託することとする。

第11章 成立時の投資信託委託業者、資産 保管会社及び一般事務受託者

第35条(成立時の資産運用を行う投資信託 委託業者、資産保管会社及び一般事務受託 者となるべき者の氏名又は名称及び住所並 びにこれらの者と締結すべき契約の概要) 本投資法人の成立時の資産運用を行う投資 信託委託業者、資産保管会社及び一般事務 受託者の名称、住所並びに締結すべき契約 の概要は、本規約の一部を構成する別紙4 に定めるとおりとする。 変 更 案

第37条 (業務及び事務の委託)

- 1. (現行どおり)
- 2. 本投資法人は、資産の運用及び保管 に係る業務以外の業務に係る事務で あって、投信法第117条に定める事 務(以下「一般事務」という。)に ついては第三者に委託する。
- 3. 本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務(投資信託及び投資法人債権者に係る事務(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。以下「投信法施行規則」という。)第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。)は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。

(削除)

(削除)

現 行 規 約	変 更 案
第12章 附則	第11章 附則
第36条(設立企画人)	(削除)
本投資法人の設立企画人の名称及び住所は	
以下のとおりである。	
名称:ケネディクス・リート・マネジメン	
<u>卜株式会社</u>	
住所:東京都千代田区丸の内二丁目6番2	
<u>号</u>	
第37条(設立企画人報酬)	(削除)
設立企画人は、本投資法人の設立に係る成	
立までの役務に対する報酬として5,000万	
円を受領する。	
第38条(投資法人の負担に帰すべき設立費	(削除)
用並びにその内容及び金額)	
本投資法人の負担に帰すべき設立費用は、	
本投資法人の設立に係る専門家(弁護士、	
公認会計士及び税理士等を含む。) に対す	
る報酬及びその他設立のための事務に必要	
となる費用(設立登記の登録免許税、創立	
総会に関する費用、投信法第187条に規定	
する登録のために支出した費用及び投資証	
券の作成印刷費等を含む。)とし、その金	
額は5,000万円を上限とする。	
第 <u>39</u> 条 (消費税及び地方消費税)	第 <u>38</u> 条(消費税及び地方消費税)
(記載省略)	(現行どおり)
第40条(設立の際に発行する投資口の発行	(削除)
価額及び口数)_	
本投資法人の設立の際に発行する投資口の	
発行価額は1口当たり50万円とし、発行口	
数は400口とする。	
(新設)	第39条(短期投資法人債)
	証券取引法等の一部を改正する法律(平成
	18年法律第65号) 第5条の規定の施行の日
	において第33条第1項中「投資法人債」の
	次に「(短期投資法人債を含む。以下本条
	において同じ。)」を加える。

(新設)

(別紙1)

資産運用の対象及び方針 資産運用の対象とする特定資産の種類、目 的及び範囲

- 1. (記載省略)
- 不動産等とは、次に掲げる<u>もの</u>をいう。
  - (1) (記載省略)
  - (2) (記載省略)
  - (3) (記載省略)

(新設)

- (4) 不動産、土地の賃借権及び地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含むが、有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。)第3条第1号において定めるものをいう。以下同じ。)に該当するものを除く。)
- (5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権及び地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)

変 更 案

第40条(本店移転)

第3条については、役員会が決議する本店 移転日に効力を生ずるものとする。なお、 本附則は効力発生日後にこれを削除する。

(別紙1)

資産運用の対象及び方針 資産運用の対象とする特定資産の種類、目 的及び範囲

- 1. (現行どおり)
- 2. 不動産等とは、次<u>の各号</u>に掲げる<u>資</u> 産をいう。
  - (1) (現行どおり)
  - (2) (現行どおり)
  - (3) (現行どおり)
  - (4) 地役権
  - (5) 不動産、土地の賃借権、地上権又 は地役権を信託する信託の受益権 (不動産に付随する金銭と合わせ て信託する包括信託を含むが、有 価証券(投資信託及び投資法人に 関する法律施行令(平成12年政令 第480号。その後の改正を含む。 以下「投信法施行令」という。) 第3条第1号に<u>規定する</u>ものをい う。以下同じ。)に該当するもの を除く。)
  - (6) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)

- (6) 当事者の一方が相手方の行う上記 第1号乃至第5号までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。)
- (7) (記載省略)
- 3. 不動産対応証券とは、裏付けとなる 資産の2分の1を超える額を不動産 等に投資することを目的とする、次 に掲げる各資産をいう。
  - (1) 優先出資証券(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。)第2条第9項に<u>定める</u>優先出資証券をいう。)
  - (2) 受益証券(投信法第2条第12項に 定める受益証券をいう。)
  - (3) 投資証券(投信法第2条第22項に 定める投資証券をいう。)
  - (4) 特定目的信託の受益証券(資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券(前項第4号、第5号又は第7号に規定する資産に投資するものを除く。)をいう。)
- 4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動 産等及び不動産対応証券の他、次に 掲げる特定資産に投資することがで きる。
  - (1) (記載省略)
  - (2) (記載省略)

## 変 更 案

- (7) 当事者の一方が相手方の行う上記 前各号に掲げる資産の運用のため に出資を行い、相手方がその出資 された財産を主として当該資産に 対する投資として運用し、当該運 用から生じる利益の分配を行うこ とを約する契約に係る出資の持分 (以下「不動産に関する匿名組合 出資持分」という。)
- (8) (現行どおり)
- 3. 不動産対応証券とは、裏付けとなる 資産の2分の1を超える額を不動産 等に投資することを目的とする、次 の各号に掲げる資産をいう。
  - (1) 優先出資証券(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。)第2条第9項に規定する優先出資証券をいう。)
  - (2) 受益証券(投信法第2条第12項に 規定する受益証券をいう。)
  - (3) 投資証券(投信法第2条第22項に 規定する投資証券をいう。)
  - (4) 特定目的信託の受益証券(資産流動化法第2条第15項に<u>規定する</u>特定目的信託の受益証券(前項第<u>5</u>号、第<u>6</u>号又は第<u>8</u>号に規定する資産に投資するものを除く。)をいう。)
- 4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券のほか、次の各号に掲げる特定資産に投資することができる。
  - (1) (現行どおり)
  - (2) (現行どおり)

- (3) (記載省略)
- (4) (記載省略)
- (5) 金銭債権(投信法施行令第3条第 11号に定めるもの。)
- (6) 信託財産を<u>第1号乃至第5</u>号に掲 げる資産に対する投資として運用 することを目的とする金銭の信託 の受益権(有価証券に該当するも のを除く。)
- (7) 金融先物取引等に係る権利(投信 法施行令第3条第13号に<u>定める</u>も のをいう。)
- (8) 金融デリバティブ取引に<u>関する</u>権 利(投信法施行令第3条第14号に 定めるものをいう。)
- 5. 本投資法人は、第2項乃至第4項に 定める特定資産のほか、不動産等へ の投資にあたり必要がある場合に は、<u>以下</u>に掲げる資産に投資するこ とができる。
  - (1) 商標法(昭和34年法律第127号。 その後の改正を含む。) に規定す る商標権又はその専用使用権若し くは通常使用権(不動産等への投 資に付随するものに限る。)
  - (2) 温泉法(昭和23年法律第125号。 その後の改正を含む。)第2条第 1項に<u>定める</u>温泉の源泉を利用す る権利及び当該温泉に関する設備

(新設)

変 更

(現行どおり)

(4) (現行どおり)

(3)

(5) 金銭債権(投信法施行令第3条第 11号に規定するもの。)

案

- (6) 信託財産を<u>前各</u>号に掲げる資産に 対する投資として運用することを 目的とする金銭の信託の受益権 (有価証券に該当するものを除 く。)
- (7) 金融先物取引等に係る権利(投信 法施行令第3条第13号に<u>規定する</u> ものをいう。)
- (8) 金融デリバティブ取引に<u>係る</u>権利 (投信法施行令第3条第14号に<u>規</u> 定するものをいう。)
- 5. 本投資法人は、第2項乃至第4項に 定める特定資産のほか、不動産等へ の投資にあたり必要がある場合に は、次の各号に掲げる資産に投資す ることができる。
  - (1) 商標法(昭和34年法律第127号。 その後の改正を含む。)に規定す る商標権又はその専用使用権若し くは通常使用権
  - (2) 温泉法(昭和23年法律第125号。 その後の改正を含む。)第2条第 1項に<u>規定する</u>温泉の源泉を利用 する権利及び当該温泉に関する設 備
  - (3) 著作権法 (昭和45年法律第48号。 その後の改正を含む。) に基づく 著作権等

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	(4) 民法 (明治29年法律第89号。その 後の改正を含む。以下「民法」と いう。) 第667条に規定する組合 (不動産、不動産の賃借権、地上
	権又は地役権等を出資することに より設立され、その賃貸・運営・ 管理等を目的としたものに限 る。)の出資持分
(新設)	(5) 民法に規定する動産
(新設)	(6) 株式 (本投資法人が主たる投資対象とする特定資産への投資に付随する場合に取得する当該不動産の管理会社等の株式に限る。)
(新設)	(7) 不動産等及び不動産対応証券への 投資に付随して取得するその他の 権利
<u>(3)</u> 信託財産を前各号に掲げるものに	(8) 信託財産を前各号に掲げるものに
対する投資として運用することを	対する投資として運用することを
目的とする金銭の信託の受益権	目的とする金銭の信託の受益権
(有価証券に該当するものを除	(有価証券に該当するものを除
( )	
(新設)	(9) 資産流動化法第2条第6項に規定 する特定出資
(4) 株式(本投資法人が主たる投資対	<u>/ J N 是 田東</u> (削除)
象とする特定資産への投資に付随	
する場合に取得する当該不動産の	
管理会社等の株式に限る。)	

#### 投資制限

- 1. (記載省略)
- 2. 本投資法人は、上記「資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲」第4項第7号に掲げる金融先物取引に<u>関する</u>権利及び第8号に掲げる金融デリバティブ取引に<u>関する</u>権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。
- 3. (記載省略)
- 4. (記載省略)

(別紙2)

資産評価の方法、基準及び基準日 資産評価の方法、基準及び基準日

- 1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。
  - (1) 不動産、不動産の賃借権<u>及び地上</u> 権

取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。なお、建物及び設備等についての減価償却額の算定方法は定額法による。ただし、本投資法人が採用する算定方法が正当な事由により適当ではないと判断する場合でかつ投資者保護上、問題ないと合理的に判断できる場合には、他の算定方法に変更することができるものとする。

## 変 更 案

#### 投資制限

- 1. (現行どおり)
- 2. 本投資法人は、上記「資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲」第4項第7号に掲げる金融先物取引に<u>係る</u>権利及び第8号に掲げる金融デリバティブ取引に<u>係る</u>権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。
- 3. (現行どおり)
- 4. (現行どおり)

#### (別紙2)

資産評価の方法、基準及び基準日 (削除)

- 1. 本投資法人の資産評価の方法及び基 準は、次のとおり投資対象資産の種 類毎に定める。
  - (1) 不動産、不動産の賃借権<u>、地上権</u> 及び地役権

取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。なお、建物及び設備等についての減価償却額の算定方法は定額法による。ただし、本投資法人が採用する算定方法が正当な事由により適当ではないと判断する場合でかつ投資者保護上、問題ないと合理的に判断できる場合には、他の算定方法に変更することができるものとする。

- (2) 不動産、土地の賃借権及び地上権を信託する信託の受益権信託財産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。
- (3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。
- (4) 不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が<u>第</u> 1号乃至第3号に掲げる資産の場 合は、それぞれに定める方法に 従った評価を行い、金融資産の場 合は一般に公正妥当と認められる 企業会計の<u>基準</u>に従った評価を 行った上で、これら合計額から負 債の額を控除して当該匿名組合出 資の持分相当額を算定した価額に より評価する。

## 変 更 案

- (2) 不動産、土地の賃借権、地上権又 は地役権を信託する信託の受益権 信託財産が前号に掲げる資産の場合は、前号に従った評価を行い、 金融資産の場合は一般に公正妥当 と認められる企業会計の<u>慣行</u>に 従った評価をした上で、これらの 合計額から負債の額を控除して当 該信託の受益権の持分相当額を算 定した価額により評価する。
- (3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。
- (4) 不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が<u>前</u> 各号に掲げる資産の場合は、それ ぞれに定める方法に従った評価を 行い、金融資産の場合は一般に公 正妥当と認められる企業会計の<u>慣</u> 行に従った評価を行った上で、こ れら合計額から負債の額を控除し て当該匿名組合出資の持分相当額 を算定した価額により評価する。

- (5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権信託財産である匿名組合出資持分について第4号に従った評価を行い、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。
- (6) 及び(7) (記載省略)
- (8) 金融先物取引に<u>関する</u>権利及び金融デリバティブ取引に<u>関する</u>権利
  - ①及び② (記載省略) (新設)
- (9) 金銭の信託の受益権 投資運用する資産に応じて、第1 号乃至第8号及び第10号に定める 当該投資資産の評価方法に従い評 価を行い、金融資産の場合は一般 に公正妥当と認められる企業会計 の基準に従った評価を行った上 で、これらの合計額から負債の額 を控除して当該信託の受益権の持 分相当額を算定した価額により評

価する。

#### 変 更 案

- (5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権信託財産である匿名組合出資持分について前号に従った評価を行い、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。
- (6) 及び(7) (現行どおり)
- (8) 金融先物取引<u>等</u>に<u>係る</u>権利及び金 融デリバティブ取引に<u>係る</u>権利
  - ①及び② (現行どおり)
  - ③上記にかかわらず、一般に公正妥 当と認められる企業会計の慣行に よりヘッジ取引と認められるもの については、ヘッジ会計を適用す ることができるものとする。
- (9) 金銭の信託の受益権 投資運用する資産に応じて、前各 号及び次号に定める当該投資資産 の評価方法に従い評価を行い、金 融資産の場合は一般に公正妥当と 認められる企業会計の<u>慣行</u>に従っ た評価を行った上で、これらの合 計額から負債の額を控除して当該 信託の受益権の持分相当額を算定 した価額により評価する。

(10) その他

上記に定めがない場合は、投信法、 社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額 又は一般に公正妥当と認められる 会計<u>基準</u>により付されるべき評価額 額をもって評価する。

- 2. 資産運用報告書等に価格を記載する 目的で、前項と異なる方法で評価す る場合には、下記のように評価する ものとする。
  - (1) 不動産、不動産の賃借権<u>及び地上</u> 権

(記載省略)

- (2) 不動産、不動産の賃借権及び地上 権を信託する信託の受益権並びに 不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合出資持分の 構成資産が第1号に掲げる資産に ついては第1号に従った評価を、 金融資産については一般に公正妥 当と認められる企業会計の基準に 従った評価をした上で、これらの 合計額から負債の額を控除して当 該匿名組合出資持分相当額又は信 託の受益権の持分相当額を算定し た価額により評価する。
- 3. 本投資法人の資産評価の基準日は、 第31条に定める各決算期とする。ただし、別紙1(資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲) 第3項及び第4項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。

変 更 案

(10) その他

上記に定めがない場合は、投信法、投信協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。

- 2. 資産運用報告等に価格を記載する目 的で、前項と異なる方法で評価する 場合には、下記のように評価するも のとする。
  - (1) 不動産、不動産の賃借権<u>、地上権</u> 及び地役権

(現行どおり)

(2) 不動産、不動産の賃借権<u>、地上権</u> <u>又は地役権</u>を信託する信託の受益 権<u>及び</u>不動産に関する匿名組合出 資持分

信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が前号に掲げる資産については前号に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。

3. 本投資法人の資産評価の基準日は、 第34条に定める各決算期とする。ただし、別紙1(資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲) 第3項及び第4項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。

(別紙3)

投資信託委託業者に対する資産運用報酬

#### (1) 運用報酬 I

総資産額に0.15%を乗じた金額(1 円単位未満切捨て)を運用報酬 I と する。「総資産額」とは、本投資法 人の当該営業期間初日の直前の本投 資法人の決算期における貸借対照表 (投信法第131条第1項の承認を受 けたものに限る。) に記載された総 資産額とする。

運用報酬Iの支払期日は、当該営業期間内とする。

上記にかかわらず、本投資法人の第 1期の営業期間に限り、第1期に取 得した特定資産の取得価額(ただ し、消費税及び地方消費税並びに取 得に伴う費用を除く。)に年率 0.3%(注)を乗じた額の合計額と し、第1期の営業期間に係る決算期 後1か月以内に運用会社に対して支 払うものとする。

(注) 1年を365日として、本投資 法人が特定資産を取得した日 (同日を含む。)から、第1 期決算期(同日を含む。)ま での実日数による日割計算 (1円単位未満切捨て) 変 更 案

(別紙3)

投資信託委託業者に対する資産運用報酬

#### (1) 運用報酬 I

総資産額に0.15%を乗じた金額(1 円未満切捨て)を運用報酬 I とする。「総資産額」とは、本投資法人の当該営業期間初日の直前の本投資法人の決算期における貸借対照表(投信法第131条第1項の承認を受けたものに限る。)に記載された総資産額とする。

運用報酬Iの支払期日は、当該営業期間内とする。

(削除)

(削除)

#### (2) 運用報酬Ⅱ

決算期毎に算定される分配可能金額に3.0%を乗じた金額(円単位未満切捨て)を運用報酬Ⅱとする。「分配可能金額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される運用報酬Ⅱ控除前の税引前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とする。

運用報酬Iの支払期日は、役員会で 当該営業期間に係る計算書類等(投 信法第129条に定める計算書類等を いう。)を承認後1か月以内とす る。

- (3) (記載省略)
- (4) (記載省略)

#### (別紙4)

成立時の資産の運用を行う投資信託委託業 者、一般事務受託者及び資産保管会社

(記載省略)

## 変更

#### (2) 運用報酬Ⅱ

決算期毎に算定される分配可能金額に3.0%を乗じた金額(<u>1</u>円未満切捨て)を運用報酬IIとする。「分配可能金額」とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に準拠して計算される運用報酬II控除前の税引前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とする。

案

運用報酬IIの支払期日は、役員会で 当該営業期間に係る計算書類等(投 信法第129条に定める計算書類等を いう。)を承認後1か月以内とす る。

- (3) (現行どおり)
- (4) (現行どおり) (削除)

#### 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員宮島大祐は、平成19年5月6日をもって任期満了となりますが、 平成19年1月31日をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、あらため て平成19年2月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、現行規約第18条第2項(変更案第20条第2項)の規定により、選任される平成19年2月1日より2年間とします。なお、本議案は、平成18年12月11日開催の役員会において、当投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。また、当該執行役員候補者からは平成18年12月11日付で就任の承諾を得ています。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	Ē	主 要 略 歴
宮島 大祐 (昭和37年4月17日)	昭和60年4月 平成4年4月 平成9年4月 平成10年4月 平成16年10月 平成17年4月 平成17年5月	三菱UF J信託銀行株式会社(当時三菱信託銀行株式会社)入行同行 ロスアンゼルス支店株式会社宮島商会入社ケネディクス株式会社(当時ケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社)入社 不動産投資アドバイザリー部ケネディクス・リート・マネジメント株式会社(当時ケイダブリュー・リート・マネジメント株式会社)出向代表取締役就任同社代表取締役(転籍)(現在に至る)ケネディクス不動産投資法人 執行役員就任(現在に至る)

- 1. 上記執行役員候補者は、当投資法人の投資口20口を保有しています。
- 2. 上記執行役員候補者は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているケネディクス・リート・マネジメント株式会社の代表取締役です。投信法第13条に基づき平成17年4月18日付で金融庁長官より兼職の承認を得ています。

#### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案は、平成18年12月11日開催の役員会において、当投資法人の 監督役員全員の同意によって提出された議案です。また、当該補欠執行役員 候補者からは平成18年12月11日付で就任の承諾を得ています。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	Ē	主 要	略	歴
野 崎 輝 男 (昭和19年9月25日)	昭和38年4月 昭和59年8月 昭和63年1月 平成9年4月 平成16年1月 平成17年1月	三菱商事株式会社 米国三菱商事株式会社 三菱商事株式会社 株式会社エム・3 同社 執行役員 ケネディクス・! 業務管理部長(リ	比本店運輸保険語 仕 保険部 - インシュアラ 北任 リート・マネジ	

- 1. 上記補欠執行役員候補者は、当投資法人の投資口を3口保有しています。
- 2. 上記補欠執行役員候補者と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員児玉公男及び鳥羽史郎は、平成19年5月6日をもって任期満了となりますが、平成19年1月31日をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、あらためて平成19年2月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、現行規約第18条第2項(変更案第20条第2項)の規定により、選任される平成19年2月1日より2年間とします。 投信法及び現行規約第17条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

なお、当該監督役員候補者からは平成18年12月11日付で就任の承諾を得て います。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	主	要 略 歴
1	児 玉 公 男 (昭和12年1月24日)	昭和38年4月 昭和41年4月 平成9年7月 平成10年4月 平成17年5月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 半蔵門総合法律事務所(当時東和法律事務所)開設(現在に至る) 学校法人共立女子学園 理事(現在に至る) 財団法人公庫住宅融資保証協会 理事(現在に至る) ケネディクス不動産投資法人 監督役員就任(現在に至る)
2	鳥 377 史郎 (昭和42年3月21日)	平成元年10月 平成5年3月 平成9年1月 平成14年5月 平成16年4月 平成17年1月 平成17年3月 平成17年5月	みすず監査法人(当時中央新光監査法人) 公認会計士登録 鳥羽公認会計士事務所開設(現在に至る) 税理士登録 株式会社マジェスティック 取締役就任(現在に至る) 株式会社みのり会計 代表取締役就任(現在に至る) 株式会社BTKソリューション 取締役就任(現在に至る) 株式会社BTKソリューション 取締役就任(現在に至る) ケネディクス不動産投資法人 監督役員就任(現在に至る) 株式会社MACC 取締役就任(現在に至る)

- 1. 上記監督役員候補者は、いずれも当投資法人の投資口を保有していません。
- 2. 上記監督役員候補者と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第14条(変更案第15条)に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以上

(メモ欄)	
	-
	-
	-
	-
	-
	-
	-
	-
	-
	-
	-
	-
	-
	-
	-
	-
	-

# 投資主総会会場ご案内略図

【会場】 航空会館 5 階会議室 電話番号 03-3501-1272代 (東京都港区新橋一丁目18番1号)



#### 【交通】

J R:新橋駅日比谷口 徒歩5分地下鉄:都営三田線内幸町駅A2出口 "1分東京メトロ銀座線新橋駅⑦出口 "5分都営浅草線新橋駅⑦出口 "5分

航空会館には時間貸し駐車場はございません。